

AM&T CHINA LEGAL UPDATE

CONTENTS

I 中国相談室

胡 絢静 中国弁護士

II 中国法令アップデート

- 欠陥自動車製品リコール管理条例(国務院)
- 証券投資ファンドカストディ業務管理弁法(改正案)(中国証券監督管理委員会)
- 先物取引管理条例(改正法)(国務院)
- 証券投資ファンド管理会社子会社管理暫定規定(中国証券監督管理委員会)

III 中国万感

～マンション・自動車と戸籍の関係～ 顧問 李 彬

I 中国相談室



中国弁護士 胡 絢静

Q: 外商投資企業持分出資の暫定規定の概要を教えてください。

外商投資企業持分出資の暫定規定(以下本規定という。)は商務部が2012年10月22日付けで公布し、外商投資企業に関係する持分の出資について定めたものです。持分の出資に関しまして、国家工商行政管理総局が2009年3月1日に「持分出資登記管理弁法」を公布しています。当該管理弁法には、外商投資企業に対する持分出資を行う際に必要な商務部門の審査認可手続に関する規定がなかったため、今まで外商投資企業に対する持分出資は実務上不明確な部分がありました。本規定の公布により、手続の明確化が図られたものと評価できます。

以下本規定の主なポイントを解説いたします。

(1) 適用範囲

本規定は国内、国外の投資者を問わず、当該投資者が中国国内企業の持分を用いて、以下の方法で外商投資企業に出資する場合に適用されます。

- 外商投資企業を新規設立すること
- 増資により内資企業を外商投資企業に変更すること
- 増資により外商投資企業の持分に変更を生じさせること

(2) 適用要件

国内外投資者が持分を外商投資企業に出資するためには、以下の要件を満たす必要があります。

- 出資に使用する持分は、中国国内企業(以下「持分企業」という。)における持分であること
 - 国内外投資家が出資持分に対して完全かつ明確な権利を有していること
 - 持分企業の登録資本金が全額払い込まれていること
 - 出資持分に質権が設定されておらず、かつ凍結されていないこと
 - 持分企業の定款や株主間契約に持分譲渡の禁止規定がないこと
 - 持分企業が外商投資企業の場合、持分企業が前年度の年度検査を通過したこと
 - 持分譲渡について必要な許認可をすべて取得していること
 - 持分出資後、外商投資産業指導目録に反する事項が生じないこと
- なお、不動産企業、外商投資性会社、外商投資ベンチャー投資企業の持分を出資に使用することはできないとされています。

(3) 持分評価

出資持分は中国国内の評価機関による評価が必要です。出資先外商投資企業の登録資本に算入する持分出資額は当該評価額を上回ってはけません。また、出資先外商投資企業における持分出資金額とその他の非通貨財産による出資額は、登録資本金の70%以下である必要があります。

(4) 審査認可手続

外商投資企業に対する持分出資であるため、外商投資企業(すなわち出資先企業)の管轄商務部門の許認可を取得する必要があります。また、持分企業の管轄商務部門の審査認可手続も必要です。具体的には、

- 持分出資後、持分企業が内資企業であって、かつ、その経営範囲が、外商投資産業指導目録における制限類に所属する場合は、外商投資企業の国内再投資に関する審査認可手続が必要です。
- 持分出資後、持分企業が外商投資企業の場合、その外商投資企業の株主の変更に関する審査認可手続が必要です。

(5)他の規定との関係

持分出資に関しまして、他の関連規定も同時に適用される場合がありますので、注意が必要です。たとえば、外国投資家が持分出資により、国内上場企業の第三者割当増資を引受ける場合や株式の協議譲渡を行う場合、「外国投資家の上場会社に対する戦略投資に関する管理弁法」(商務部等、2005 年第 28 号)が適用されます。また、持分出資が外国投資者による国内企業の買収に該当する場合は、「外国投資家による国内企業の買収に関する規定」(商務部令 2009 年第 6 号)が適用されます。

以上

II 中国法令アップデート



弁護士 石黒 昭吉

最新中国法令の解説

<自動車製品リコール>

欠陥自動車製品リコール管理条例(国务院)

[ポイント] 本条例は、自動車製品のリコール開始の要件やリコール手続等について定めたものである。自動車製品のリコールに関する現行の法令としては、部門規則である「欠陥自動車製品リコール管理規定」があるが、本条例は実質的にこれに替わるものといえる。本条例では、同規定よりもリコールを行わなかった場合の罰則が大幅に強化されている(過料の最高額が3万人民元から100万人民元に引き上げられている。)

(2012年10月22日公布、2013年1月1日施行)(国务院令第626号)

[原文] [缺陷汽车产品召回管理条例](#)

<証券>

証券投資ファンドカストディ業務管理弁法(改正案)(中国证券监督管理委员会)

[ポイント] 本弁法(意見募集原稿)は、証券投資ファンド(日本の証券投資信託)における、ファンド財産のカストディ業務に関する規則の改正案である。主要な改正点は次の3点である。(1)カストディ業務を履行する際の行為準則やカストディアンの内部統制とリスク管理について、2章を新設してまとめた規定を置く。(2)重要な事実の発生(報告義務や不定期の立入検査)に関する規定を設け、監督官庁(証監会)の監督を強化する。(3)これまで内資の商業銀行にのみ認められていたカストディ業務を一定の要件を満たす外資の銀行の中国法人にも認める。

(意見募集期間:2012年10月26日~11月25日)

[原文] [证券投资基金托管业务管理办法\(征求意见稿\)](#)

先物取引管理条例(改正法)(国务院)

[ポイント] 本条例は、2007年に制定された先物取引管理条例の改正法である。主要な改正点は次の3点である。(1)「先物取引」の定義が整理された。先物取引は「公開の集中取引方式又は国务院先物監督管理機関が認可するその他の方式で行われる先物契約又はオプション契約を取引の目的とする取引」と定義された。(2)証拠金として国債等の流動性の高い有価証券が利用可能とされた。(3)外国の団体・企業が先物取引に参加できることが明確にされた。

(2012年10月24日公布、2012年12月1日施行)(国务院令第627号)

[原文] [期货交易管理条例](#)

証券投資ファンド管理会社子会社管理暫定規定(中国证券监督管理委员会)

[ポイント] 本規定は、証券投資ファンド管理会社(証券投資信託の運用会社)がオンショアで設立する子会社に関する規定であり、意見募集稿は本ニュースレター2012年10月15日号で取り上げている。意見募集稿からの主要な修正は次の3点である。(1)子会社の要件として「50%以

上の支配」が外され、単に「支配」とされた。(2)ファンドへの投資家の利益を損なう取引や公平性を欠く関連取引の禁止が明確にされた。(3)ファンド管理会社、子会社及びこれらの従業員が一定の条件を満たすことを条件に、子会社の運用する投資信託へ投資することができるとされた。

(2012年10月29日公布、2012年11月1日施行)(証監会公告[2012]32号)

[原文] 证券投资基金管理公司子公司管理暂行规定



中国万感



【マンション・自動車と戸籍の関係】

顧問 李 彬

前号では戸籍と大学入試の問題について紹介したが、戸籍にまつわる問題はこれに止まらない。北京では、昨年、不動産価格調整や交通渋滞緩和のために戸籍に着目したマンションや自動車の購入制限策が相次いで導入された。北京ではナンバープレートを選定で取得する必要があるが、原則として北京戸籍を持っている者のみが抽選に参加できる。また、マンションについては、北京戸籍を持たない者に対する販売自体が原則として禁止されている。例外的に北京戸籍を持たない者がナンバープレートの抽選に参加したり、マンションを購入するためには、5年間連続して北京で所得税と社会保険料を納付しなければならない。

その所有が結婚の前提とされているように(9月18日号本欄参照)、マンションや自動車は中国人にとって生活の基礎と考えられている。そのため、北京戸籍の有無だけで異なった取扱いを受ける事には反発も強く、ここ数年進められている戸籍改革に逆行しているという評価も存在する。

不動産価格の高騰や交通渋滞は大切な問題であるが、これらは個人が自由に変更できない戸籍ではなく、より国民の平等を確保できる形で対策が採られることが望ましい。

◆TOPICS◆

【論文・著書】

2012年11月5日

朝日新聞オンライン「法と経済のジャーナル Asahi Judiciary」上での当事務所弁護士による連載「企業法務の窓辺」の第41回として、濱本浩平弁護士が執筆した記事が掲載されました。同連載は、法律家の目から見た身辺雑記的なエッセイ(コラム)になっています。この連載の第41回として、当事務所のアソシエイト、濱本浩平弁護士が執筆した記事が掲載されました。

「北京に住む企業法務弁護士と中国人タクシー運転手の会話」(2012年11月5日)

詳細は下記リンクからご覧いただけます。

<http://astand.asahi.com/magazine/judiciary/fukabori/2012102900009.html>

2012年11月6日

当事務所のパートナー、森脇章弁護士のインタビュー記事が下記雑誌に掲載されました。

「トップ弁護士が指南 「反日デモ以後」の中国リスク管理術」

(「週刊東洋経済」2012年11月10日号)



本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、具体的な法的アドバイスではありません。お問い合わせ等ございましたら、当事務所の 森脇 章 (akira.moriwaki@amt-law.com)、中川 裕茂 (hiroshige.nakagawa@amt-law.com) 又は若林 耕 (ko.wakabayashi@amt-law.com) までご遠慮なくご連絡下さいませよう、お願いいたします。本ニュースレター記載の情報の著作権は当事務所に帰属します。本ニュースレターの一部又は全部について無断で複写、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行なうことを禁止します。



本ニュースレターの配信又はその停止をご希望の場合には、お手数ですが、china-newsletter@amt-law2.com までご連絡下さいませようお願い申し上げます。

本ニュースレターの執筆担当者：

(東京オフィス)	(北京オフィス)
森脇 章	中川 裕茂
中川 裕茂	濱本 浩平
若林 耕	李 加弟
石黒 昭吉	李 彬
屠 錦寧	杜 雲華
胡 絢静	安 然

CONTACT INFORMATION



アンダーソン・毛利・友常法律事務所

〒106-6036
東京都港区六本木一丁目6番1号
泉ガーデンタワー38階(総合受付)
Tel: 03-6888-1000(代表)
Email: inquiry@amt-law.com



安德森·毛利·友常律師事務所北京代表處

中華人民共和國北京市朝陽區東三環北路5号
北京發展大廈809室
郵編100004
Tel: +86-10-6590-9060(代表)
Email: beijing@amt-law2.com
URL: <http://www.amt-law.com/>